

部局名:子ども・福祉部

平成31年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	男性の育児参画普及啓発事業費	1,499	1
2	保育対策総合支援事業費	40,265	5
3	不妊相談・治療支援事業費	2,048	13
合 計		43,812	



事業概要

細事業名	男性の育児参画普及啓発事業費					区分	一部新規	
施策	231	少子化対策を進めるための環境づくり						
	23104	男性の育児参画の推進						
基本事業	目標項目		30年度実績値		31年度目標値			
	「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加する企業や団体数		—		300企業・団体			
根拠 (法令等)	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」							
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	予算額		3,230千円	3,174千円	4,809千円			
	決算額	7,832千円	2,372千円	2,963千円				
事業の目的	<p>企業や市町等と連携し、男性の育児参画推進のための取組を継続実施することにより、職場や地域において、男性が積極的に育児に取り組むことができるよう、機運醸成や環境づくりを進めます。</p> <p>また、自然体験を通じて子どもの生き抜いていく力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることで、子どもの豊かな育ちを支援します。</p>							
事業目標	<p>男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組の普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業に働きかけます。</p> <p>新たにみえの育児男子プロジェクトの事業に参加する企業等（累計240企業）</p>							
前年度からの変更点	<p>みえのイクボス同盟加盟企業等におけるイクボスの一層の浸透を図るため、平成30年度に養成したイクボス伝道師と連携を図りながら、企業等による意見交換の場を設けます。</p> <p>また、これまで実施してきた「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」について、より多くの方に応募いただき、男性の育児参画について考えていただく機会とするため、募集部門の多様化、企業等と連携したPRなどを実施します。</p>							

若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える方の割合が高いものの、子育て期男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果があります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果などがあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広める必要があります。

事業の必要  
性と期待さ  
れる効果

29年度に実施した調査で、事業所の多くが育児や介護等の休暇を利用しやすい風土であると感じていない結果がでており、仕事と育児等が両立しやすい風土づくりを進める取組が必要です。

「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じて、男性の育児参画についての機運が高まり、より多くの男性が、子どもとの関わりや子育て中の男性同士の交流が進むことが期待されます。

また、企業においてイクボスの理解が進むことで、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりや子育てしやすい風土づくりが進むことが期待されます。

## 取組詳細

取組概要

「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じて、男性の育児参画の機運を高めるよう普及啓発や情報発信を進めるとともに、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりを進めるため、企業におけるイクボスの取組が促進されるよう取り組みます。

## 取組内容等

### (1) ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ事業

男性の家事、育児や子どもとの自然体験の様子など、様々な育児への関わり方やイクボス等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、男性の育児参画の関心や理解を高めることを目的に、第6回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を開催します。

### 知事復活項目

### (2) (新規) みえのイクボス風土イノベーション事業 1, 499千円 (うち県費 765千円)

リーダーの仕事の一つは「空気」を変えることであり、男性の育児参画、女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの実現など、いずれの取組も成功のカギを握っているのは「リーダー＝イクボス」です。そこで、三重県では関係者と連携しながら、イクボスの認知度向上や普及に取り組んできました。その結果、NPO 法人ファザーリング・ジャパンが平成29年度に実施した「イクボス充実度アンケート調査」で都道府県部門第1位となりました。

一方で、平成29年度に県内の事業所を対象とした意識調査を実施したところ、事業所の多くが自らの職場を育児や介護等の休暇を利用しやすい風土であると感じていないという結果が出ており、イクボスの取組や精神を県内に浸透させていく必要があります。

イクボスの取組を組織内に浸透させていくためには、より現場に近い中間マネジメント層も巻き込みながら取組を進めることが重要です。

NPO 法人ファザーリング・ジャパンが中間管理職を対象に実施した調査を通じて、中間管理職の多くは働き方改革が現場に丸投げされる傾向にある中で、会社から求められる業績の達成と部下のマネジメントとの間で板挟みにあい、戸惑いや不満を感じていること、会社からの具体的かつ実務的サポートを求めていることなどが明らかとなっています。

中間マネジメント層の風土を醸成していくためには、単にイクボスの必要性を訴えるだけでは不十

分であり、会社としてサポート体制を充実させていくこともあわせて実施する必要があります。しかし、従来のイクボスの普及に向けた取組では、このような視点が十分に考慮されておりませんでした。

そこで、中間マネジメント層のイクボスに対する理解を促進し、みえのイクボス同盟の加盟企業・団体における子育てしやすい風土の醸成につなげるため、みえのイクボス伝道師とも連携の上、みえのイクボス同盟の加盟企業・団体の経営者や人事労務担当者を対象とした意見交換会を開催します。

【対象】みえのイクボス同盟の加盟企業・団体の経営者、人事・労務担当者、未来の管理職候補となる若手職員

【内容】グループワークを県内各地で5回開催

※第1回目は、みえのイクボス伝道師の勉強会も兼ねて、40～50名程度の規模で開催。ゲストスピーカー（NPO 法人ファザリング・ジャパンのメンバーを想定）の講演の後、10グループ程度に分かれてのグループワークを実施

※第2回目以降は、各回20名～30名程度の規模でグループワークを開催。みえのイクボス伝道師も参画し、各グループの進行役及び参加者への助言を行う。

なお、イクボスの普及に向けては、平成30年度に養成したみえのイクボス伝道師を通じた個別の企業へのアプローチを進めることとしておりますが、平成29年度に実施した「イクボス養成講座」の場において、イクボスを広めるにあたって必要な取組として、加盟している企業同士の横のつながりを構築する場づくりを求める声が多く寄せられており、伝道師を通じた個別企業へのアプローチだけでは不十分であると考えます。そのため、本事業をきっかけとして、同盟に加盟する企業・団体が業種などの枠を超え、ネットワークを形成し、相互に高め合うことができる環境を整備することは、各加盟企業・団体におけるイクボスの取組を加速させ、みえのイクボス同盟を自走させていくことにもつながるほか、約180の企業・団体で構成されるみえのイクボス同盟という一定のまとまりをもった単位で取り組むことによって、県内全体でイクボスを推進する機運の醸成につながることも期待できます。

平成29年度実施「イクボス養成講座」参加者アンケート結果より抜粋

【今後イクボスを広めるにあたってどのような取組が必要だと思いますか】（自由記述）

○取組企業の事例を共有できる場が必要だと思います。良い事例だけでなく、悪い事例や失敗なども含めて共有すると、カベにぶつかった時に他社のお話を聞くことでカベを乗り越えられることが出来ると思います。三重県がイクボスランキング1位をキープするために、さらなる県内の横のつながりを持てる場を提供されることを期待します！

○社外交流、ネットワーキング

○合同で取組や意見交換できる場があればいいなと思いました。

○社内と社外のネットワークづくり

○異業種企業との接点強化（同業企業のみでは不十分と本日再認識）

○実践者が集まり意見交換を気軽にできる会

○ベストプラクティスを共有する場があればいいなと思いました。

[実績]

	26年度	27年度	28年度	29年度	単位
「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環で行う各種イベントや研修会等に参加する企業や団体数（累計）	19	79	149	209	団体

[財源負担割合] (1) 国 1/2 (地域少子化対策重点推進交付金)・県 1/2

(2) 国 1/2 (地域少子化対策重点推進交付金)・県 1/2

[事業負担割合] (1) (2) 国 1/2・県 1/2

[事業開始年度] (1) 平成 26 年度 (2) 平成 31 年度

担当課 子ども・福祉部 少子化対策課

事業概要

細事業名	保育対策総合支援事業費					区分	一部 新規	
施策	233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実						
	23301	保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援						
基本事業	目標項目		30年度実績値		31年度目標値			
	放課後児童クラブの待機児童数（県）				0人			
根拠 （法令等）	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（厚生労働省） 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）							
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	予算額		135,174千円 （繰越100,710含む）	117,336千円	40,384千円			
	決算額	36,604千円	135,174千円 （繰越100,710含む）	115,915千円				
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センター事業を実施することにより、保育士確保に向けた取組を進めます。</li> <li>・医療的ケア児保育支援モデル事業および認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、安心して子育てができる環境の整備を支援し、もって児童福祉の向上を図ります。</li> <li>・家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細やかな保育を受けられるとともに、家庭と連携して児童の処遇向上を図ります。</li> <li>・保育体制強化事業を実施することにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士確保・離職防止を図ります。</li> <li>・保育所等における職場環境を整備するとともに、保育士・保育所支援センターの機能を強化することにより、保育士の確保・定着を図り、待機児童の解消につなげます。</li> </ul>							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰支援や就労相談、新任保育士元気アップ研修による資質向上と離職防止、トップマネジメント研修による働く職場の環境改善等にかかる事業を実施します。</li> <li>・医療的ケア児の受入れ体制を整えることにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行います。</li> <li>・認可外保育施設における衛生・安全対策を図ります。</li> <li>・日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。</li> <li>・保育体制強化事業を実施する私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。</li> </ul>							

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の就労促進や早期離職防止のための事業を推進することにより、保育人材の確保につなげ、待機児童の解消を図ります。</li> </ul>
<p>前年度から の変更点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在保育士の就労意識等調査事業について、廃止しました。</li> <li>・新規採用の保育士等に対する研修事業について、細事業「保育専門研修事業費」から移しました。</li> <li>・(新) 保育体制強化事業を実施することにより、保育支援者が周辺業務に従事することで、保育士の業務負担を軽減し、保育士確保・離職防止を図ります。</li> <li>・(新) 保育士・保育所支援センターのHPを整備し、求人情報、求職情報などに係る詳細な情報や、各保育所等の特色ある取組（特に働きやすさに対する取組）を発信できる環境を整え、保育士の就労促進や早期離職防止を図ります。</li> <li>・(新) 保育士の定着・確保を図るため、保育所等に特化したイクボス普及に取り組み、保育所等の働き方改革につなげていきます。</li> </ul>
<p>事業の必要 性と期待さ れる効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰支援や就労相談、新任保育士元気アップ研修、トップマネジメント研修を実施することにより、保育士の確保、保育士の早期離職防止、職場環境の改善等を図ることができます。</li> <li>・医療的ケア児の受入れ体制を整えることにより、子どもを安心して育てることができる体制が整備され、認可外保育施設における衛生・安全対策を図ることにより、児童福祉が向上されます。</li> <li>・家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細やかな保育を受けることができます。</li> <li>・新規採用の保育士等の資質が向上することにより、質の高い保育の確保を図ることができますとともに、早期離職の防止につなげることができます。</li> <li>・保育体制強化事業を実施することにより、保育支援者が周辺業務に従事することで、保育士の業務負担を軽減し、保育士確保・離職防止を図ることができます。</li> <li>・保育所等の自己紹介シート等により各園の情報や保育に関するさまざまな情報が得られるHPを作成し、情報提供することで、就労を促進することが期待できます。 また、事業者側も自園の強みをアピールするとともに、他園との比較の中で働きやすい職場としようとする事業者の意識向上につながることを期待でき、同時に、各保育所等において働き方改革が進められることにより、早期離職の防止につながることを期待できます。</li> <li>・30年度に実施した潜在保育士就労等意識調査において、約半数の方が7年未満で離職していること、離職理由が労働条件の不満が多く占めていることが明らかになったことから、保育所におけるイクボスの推進などを通じて、働きやすい環境づくりを進めることで保育士の定着が期待されます。</li> </ul>

取組概要

- ・潜在保育士の復帰支援のため、専門相談員による就労相談や就労支援を実施します。
- ・新規採用保育を対象として、資質向上と離職防止を目的とする、新任保育士元気アップ研修を実施します。
- ・保育所の経営者・管理者を対象とした人事管理や職場環境改善等ためのマネジメント研修を実施します。
- ・医療的ケア児保育支援モデル事業および認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施する市町に対して補助を行います。
- ・日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。
- ・保育体制強化事業を実施する私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。
- ・保育士・保育所支援センターの機能を強化するため、求人情報、求職情報などに係る詳細な情報や、各保育所等の特色ある取組（特に働きやすさに対する取組）を発信できる環境を整備します。
- ・働きやすい職場環境とするため、保育所に特化したイクボス普及の取り組みを進めます。

取組内容等

(1) 保育士・保育所支援センター事業

- 新任保育士元気アップ研修の実施
- 潜在保育士の復帰支援、専門相談員の配置等による就労相談等
- 保育所等の経営者・管理者を対象としたマネジメント研修

(2) 医療的ケア児保育支援モデル事業

保育所等における医療的ケア児を受入れ可能とする体制を整備（看護師等の雇い上げおよび派遣）する市町に対して補助を行います。

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を行う事業を実施する市町に対して補助を行います。

(4) 家庭支援推進保育事業（加配保育士）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所において、事業担当保育士の加配を実施するための経費を助成する市町に対して補助を行います。

(5) 家庭支援推進保育事業（保育士配置基準改善事業）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所において、保育士の配置基準改善を実施するための経費を助成する市町に対して補助を行います。

知事復活項目

(6) 【新規】保育体制強化事業

34,020千円（うち県費 一 千円）

県内の保育所等における待機児童数は、平成30年4月1日現在で80人となっており、その内約98%を0歳～2歳の低年齢児が占めています。その大きな要因は保育士配置基準の高い低年齢児を受け入れるだけの保育士が確保できないことにあります。

平成31年10月からは幼児教育の無償化措置が実施される予定であり、潜在的なニーズが表面化するなど、今後保育ニーズは益々増えることが想定されます。

このような状況の中で保育士確保を行うためには、新たに保育士を雇用する取組と同時に、現在就労している方の離職防止に向けた対策を早急に講じることが必要です。

県が平成30年度に実施した「潜在保育士就労等意識調査」において、約半数の方が7年未満で離職していること※、離職理由として労働条件の不满（「賃金」、「残業」、「休暇」等）が多くを占めていることが明らかになっています。※県内の保育士の平均勤続年数7.1年（全国31位）＜参考＞全国の保育士の平均勤続年数7.7年 出所「平成29年度賃金構造基本統計調査」

同調査によれば、保育士として就職・再就職するにあたっての希望条件は、「就業時間が自分の条件に合う」、「労働条件・労働環境がよい」と答えた割合が多く、保育士の離職防止や就職・再就職の促進を図るには、労働環境を整備することが課題となっていることがわかりました。

保育士経験者の声（三重県潜在保育士就労等意識調査 自由記述欄より抜粋）

<労働条件や職場環境の改善に対する意見や要望の一部を抜粋>

実際保育士として働いてみると、仕事の量・責任・家庭との連携に気が重く、それに対しての賃金の安さに職を変える人が多いと思います。休憩時間はなし、会議は遅くまで、保育の後は教材等の準備(持ち帰りあり)など就業時間内ではとても間に合いません。保育士はとても素晴らしい職ですが、どうしても仕事量・内容・責任が賃金と合いません。続ける人は減り、負担は増えるばかりです。まず賃金(昇与含む)の見直しをお願いします。

保育所等では、直接保育に関わらない業務（掃除、洗濯、消毒、遊具等の手入れ、給食の運搬、事務作業など）も多いことから、本事業は国の補助金も活用し、保育所等において保育周辺業務等に従事する職員を雇用することで現場の保育士の負担軽減を図り、離職防止や就職・再就職につなげていきます。

他府県において実際に本事業を活用している園では、周辺業務に携わる時間が減ったことで、保育士が子どもたちと接する時間が増えるとともに、残業の軽減、有給休暇の取得が可能となるなど、「働きやすい保育所づくり」を実践しています。

知事復活項目

(7)【新規】みえの保育所等情報発信事業 4,454千円（うち県費2,227千円）

潜在保育士就労等意識調査によれば、約6割の方が就労の意向がある一方で、現在、三重県では保育士に関するポータルサイトがないため、保育士として就労を考えている方が情報を入手することが難しい状況です。

また、各保育所の就労に関する細かな情報が公表されていないため、園ごとの比較が難しく、就職後のミスマッチが起こっているほか、現状では潜在保育士となっている方の把握が難しく、十分なアプローチができていないことから、対象者を把握するための仕組みの構築も課題となっています。

保育士経験者の声（三重県潜在保育士就労等意識調査 自由記述欄より抜粋）

<再就職時の就職情報に対する意見や要望の一部を抜粋>

情報や相談の機会があれば、就職にあたってのハードルが下がりそうな気がします。

保育所等に限りませんが、求人情報だけでは分からない。実際の職場の労働環境(勤務時間、業務内容、時間外、休日出勤…)の情報を、収集してもらったり、働き始めてからの相談対応や専門の相談窓口の紹介など、安心して長く勤められるようなアフターケアのしくみ(が必要)。

本事業では、保育士・保育所支援センターのHPを作成し、保育士に係る求人情報や研修事業などの情報を一元化するとともに、HP内に潜在保育士の登録システムを構築するほか、SNSとも連携させることにより、潜在保育士やこれから保育士をめざす方に対し、必要な情報が速やかに発信できる環境を整えます。

また、保育所等が作成した自己紹介シートをHPに掲載することで、保育士として就労を希望する方の就労促進や、事業者の意識向上による保育士の就労継続につなげます。

他県において、保育所等の自己紹介シートを公表することで、実際にそのシートを見て就労希望の方から連絡があり、ハローワークなどの求人情報だけでは得られない保育所の情報（働きやすい職場環境づくりの取組紹介など）が、その園を希望する要因となっていることから、求人・求職の双方から好評を得ています。

#### 知事復活項目

### (8)【新規】保育園での「ホイクボス」推進事業 1,791千円（うち県費1,791千円）

潜在保育士就労等意識調査によれば、退職理由として、労働条件の不満（「賃金」、「残業」、「休暇」等）以外にも、「結婚」（21.7%）、「妊娠・出産・子育て」（23.8%）、「家族の事情（介護・転居等）」（19.4%）といった家庭に関する理由もかなりの割合を占めています。また、保育士に復帰するにあたっての不安要素として、多くの方が「家庭との両立」（41.2%）を挙げています。

このほか、「職場の人間関係」（17.4%）を理由として退職している方も一定割合おり、復帰にあたっての不安要素として、「人間関係」（42.7%）に不安を感じている方も多く見受けられます。

#### 保育士経験者の声（三重県潜在保育士就労等意識調査 自由記述欄より抜粋）

<労働条件や職場環境の改善に対する意見や要望の一部を抜粋>

保育士不足が問題になっていますが多くの場合、採用条件として8:00~17:00、早朝、延長保育対応可、土曜出勤可など、結婚、出産後の家庭と両立しなければならない女性にはあきらめざるを得ないことが多いと思います。短時間勤務を増やせば働ける人は増えると思うのですが、現場はイヤがりますよね。担当制など複雑になりますから、保育士を増やすなら働き方から提案して欲しいなと思います。

表面上ではわからない、人間関係の悪い現場が多く、自分に自信をなくし病んで退職しました。子どもと関わることは好きなので、また機会があれば復帰したいとも考えますが、人間関係が改善されない限り、賃金等がよくなったところで、よるこんで戻りたいとはなかなか思えません。

保育士の離職防止を図り、定着につなげていくためには、職場における制度や仕組みの改善に加えて、職場における風土づくりを進めることにより、保育士の労働時間に制約のある方も含め、誰もが働きやすく、風通しのよい職場環境づくりにつなげていくことが必要であり、その一連の取組において職場の核となるイクボスの推進が重要です。

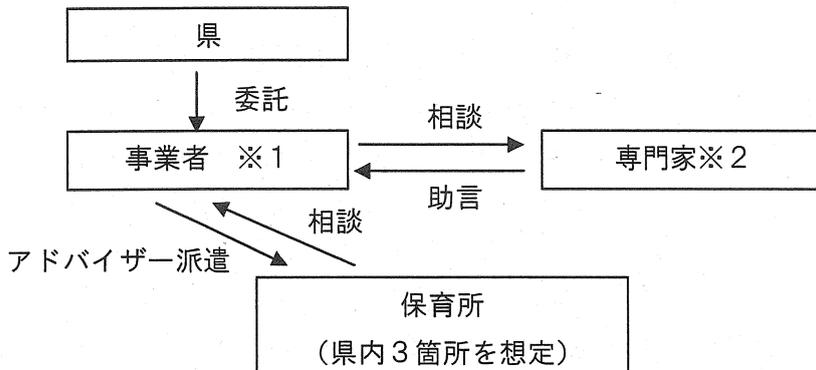
しかしながら、保育所は権限、役割、予算、責任がフラットな組織構造であり、組織全体で仕事する意識が希薄であり、トップ層を含め、組織内にマネジメントに関するノウハウが十分に蓄積されていないこと、また「子どものため」であれば必要以上に労力やコストがかかっても良いとする組織文化（手書き文化など）が依然として多くの職場に残っていることなどから、業務改善など労働環境の改善が十分に進んでおらず、結果として個々の職員の努力に依存せざるを得ない状況となっています。さらに、幼児教育の重要性が広く認識され、「保育の質」の向上が求められる中、今後、現場の保育

士の負担はますます大きくなっていくことが想定されます。

こうした保育現場の実情や保育を取り巻くさまざまな状況にも配慮しながら、イクボスの推進を図っていくためには、企業などを対象とした従来のイクボス普及の取組では不十分であり、保育所に合ったイクボス（＝ホイクボス）の取組を新たに進める必要があります。

そこで、保育現場の実情に精通した専門家とも連携の上、県内の保育所3か所に対し、定期的にアドバイザーを派遣し、業務改善など具体的な労働環境の改善を進めつつ、ホイクボスの推進を図るモデル事業を実施します。さらに、取組の過程で得られた課題やノウハウを広く共有し、三重県全体に波及させていくため、ホイクボス普及のための実践プログラムの作成や「保育士が働きやすい職場」認証制度または顕彰制度の検討を進めます。

【保育園での「ホイクボス」推進事業 事業スキーム】



※1 企業等における働き方改革のコンサルティング実績がある事業者を想定

※2 保育現場の実情に精通し、かつイクボスの推進に対する知見も有する有識者

※平成31年度の結果を受けて、取組をブラッシュアップし、

平成32年度にはさらに2か所の保育所で取組を実施しつつ、県内全域への横展開を図る。

【新規復活項目の全体イメージ】

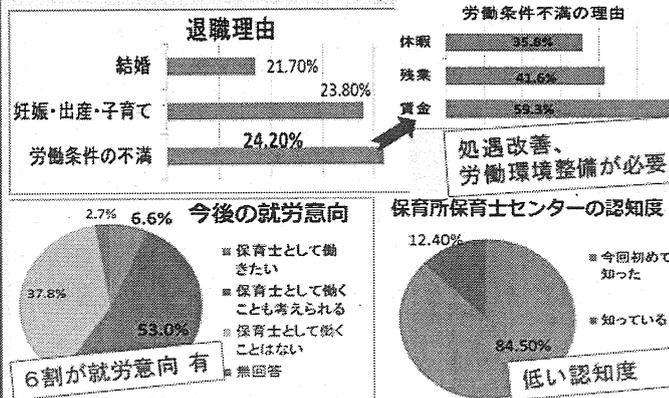
見たい、知りたい、働きたい！ 保育所等の「見える化」事業

現状と課題

- ・ 31年10月から始まる保育の無償化
- ・ 依然として解消しない待機児童問題
- ・ 困難な保育士の確保、就業継続
- ・ 求められる保育の質の向上
- ・ 保育士・保育所支援センターの活用不足(保育士として就労したい人への相談など就労支援を行う機関)

H30三重県潜在保育士就労等意識調査から  
みえてきたこと (回収1,965件)

・ 約半数の方が7年未満で離職



求められる対策(必要な施策)

○ 処遇改善

国が構築したキャリアアップの仕組みを活用

○ 保育所等における労働環境の整備促進

保育所等が働きやすい職場となるため地域の多様な人材を保育周辺業務に活用

(新: 保育体制強化事業)

経営者や園長のイクボスの取組による、保育士定着のための取組。

(新: 保育園でのホイクボス推進事業)

○ 魅力ある情報発信

保育士・保育所支援センターのHPを整備し、保育の仕事に興味のある方たちに、魅力ある情報を発信

(新: みえの保育所情報発信事業)

○ 就労促進

就労意向のある方へのセンターにおける求人側とのマッチング支援

(新: みえの保育所情報発信事業(再掲))

保育士の確保・定着を図り、「待機児童の解消」「保育の質の向上」へ

- [事業負担割合] (1) 国 1/2 県 1/2 (子ども基金充当)  
(2) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4  
(3) 国 1/3、県 1/3、市町 1/3  
(4) (5) 県 1/2 (子ども基金充当) 市町 1/2  
(6) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4 (子ども基金充当)  
(7) 国 1/2、県 1/2  
(8) 県 10/10

- [実施主体] (1) (7) (8) 県  
(2) (3) (4) (5) (6) 市町

- [事業開始年度] (1) 平成 25 年度  
(2) 平成 29 年度  
(3) 平成 25 年度  
(4) (5) 昭和 58 年度  
(6) (7) (8) 平成 31 年度



事業概要

細事業名	不妊相談・治療支援事業費					区分	一部新規	
施策	232	結婚・妊娠・出産の支援						
	23202	不妊に悩む家族への支援						
基本事業	目標項目		30年度実績値		31年度目標値			
	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数				20市町			
根拠 (法令等)	母子保健等医療対策等支援事業実施要綱							
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	予算額		490,416千円	510,082千円	455,746千円			
	決算額	389,607千円	407,866千円	508,122千円				
事業の目的	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援します。							
事業目標	不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられることをめざします。また、小児、思春期・若年がん患者が、将来子どもを生み育てることを望んだ場合に、経済的な理由であきらめることなく希望をかなえられることをめざします。							
前年度からの変更点	不妊症看護認定看護師資格取得支援事業を終了します。 がん患者の妊孕性温存治療費助成事業を開始します。							
事業の必要性と期待される効果	<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、人工授精や不育症についても、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えています。</p> <p>そこで、特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療、不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門相談により精神的な負担を軽減する必要があります。さらに、所得の少ない夫婦については、特に重点的な支援が必要です。</p> <p>これらの支援により、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになります。</p>							

また、小児、思春期・若年がん患者の場合、将来の妊娠の可能性を残すために、がん治療前に未受精卵子、卵巣組織、精子または胚（受精卵）等を凍結保存する妊孕性（生殖機能）温存治療が可能になっていますが、これらの治療は保険適用外であるため、経済的な理由から治療を諦めざるを得ない方もいます。小児、思春期・若年がん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、妊孕性温存治療費用について助成を行う必要があります。

#### 取組詳細

#### 取組概要

不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。

特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、上乗せ助成、2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、不育症治療等に対する助成及び人工授精に対する助成を実施した市町に対して、費用の一部を補助します。

生殖機能が低下する、または失う恐れのあるがん治療を受けるにあたって、がん治療開始前に妊孕性温存治療を受けた小児、思春期・若年がん患者に対して、費用の一部を助成します。

#### 取組内容等

#### （1）特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療、男性不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。このため、特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援します。

##### 【助成要件】

- ・実施主体：県
- ・対象治療：体外受精、顕微授精、男性不妊治療
- ・対象者：県内に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：特定不妊治療 上限 15 万円（一部 7.5 万円）（初回のみ上限 30 万円）  
男性不妊治療 上限 15 万円（初回のみ上限 30 万円）
- ・助成回数  
初めて受けた助成に係る治療期間の初日において、妻の年齢が 40 歳未満のとき通算 6 回まで。  
40 歳以上 43 歳未満のとき通算 3 回まで。治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳以上の治療は助成対象外。
- ・所得制限：夫婦合算所得 730 万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

#### （2）特定不妊治療費助成金上乗せ事業

所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療に係る経済的負担が特に大きいことから、特定不妊治療費助成金の上乗せ助成を行います。

##### 【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：体外受精、顕微授精

- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：上限10万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数

初めて受けた助成に係る治療期間の初日において、妻の年齢が40歳未満のとき通算6回まで。  
40歳以上43歳未満のとき通算3回まで。治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の治療は助成対象外。

- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

### （3）第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

国の制度改正に伴い、平成26年度から助成上限回数が減少しました。このことの根拠は、妊娠の確率が累積6回程度までは増加するが、その後はほとんど増加しないことによります。しかし、特定不妊治療費助成を受けて1人目を出産した夫婦が、2人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられない恐れがあり、特に所得の少ない夫婦がこのことで2人目を断念するおそれがあります。このため、夫婦合算所得400万円未満の夫婦に限り、2人目以降の特定不妊治療に対して、通算8回まで助成することにより支援を行います。

#### 【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：体外受精、顕微授精
- ・対象者：平成26年度以降に新規に特定不妊治療を開始し、1人以上の実子がいる夫婦のうち、特定不妊治療費助成事業の助成が終了した夫婦
- ・助成額：上限15万円（一部7.5万円）（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：特定不妊治療費助成を受けた回数と合算して通算8回まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

### （4）不育症治療費等助成事業

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。一部の市町では、不育症に係る検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

#### 【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：保険適用外の不育症治療費および検査費
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額5万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：1年度あたり1回まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

## (5) 一般不妊治療費助成事業

人工授精は保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、不妊に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられています。一部の市町では、人工授精に係る費用への助成を行っていることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

### 【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：人工授精（保険適用外）
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額1万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数：1年度あたり1回まで、通算5年まで
- ・所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

## 知事復活項目

### (6) 【新規】重点 <sup>にんようせい</sup> がん患者の妊孕性温存治療費助成事業 2,048千円（うち県費2,048千円）

がん治療の進歩に伴い、がん患者またはがん経験者として長期生存し、がんが治った後に子どもを生き育てることも可能な時代となっています。

がん治療は生殖機能にダメージを与える場合が多く、将来の妊娠の可能性を残すためには、がん治療前に妊孕性（生殖機能）温存治療を受ける必要があります。平成29年に三重大学医学部附属病院が日本産婦人科学会から認可を受け、胚（受精卵）凍結、卵子凍結、卵巣組織凍結、精子凍結の全ての妊孕性温存治療が県内で受けられるようになったところです。

しかし、がんの治療費が必要なうえに、妊孕性温存治療は保険適用外であり高額な費用を要するため、経済的な理由から治療を諦めざるを得ない方もいます。

「三重県がん対策推進計画」（平成30年3月）において、若年がん患者とその家族の支援の充実が盛り込まれたこと、また県内において全ての妊孕性温存治療が受けられるようになったことから、小児、思春期・若年がん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを生き育てる希望をかなえられるよう、妊孕性温存治療費への助成を行います。

- ・実施主体：県
- ・対象治療：精子、卵子、卵巣組織の採取および凍結ならびに胚（受精卵）の凍結
- ・対象者：県内に住所を有する40歳未満の者
- ・助成額：治療に要した保険適用外経費の2分の1（上限額 男性3万円、女性25万円）
- ・助成回数：一人1回まで

(7) 不妊専門相談事業

- ・不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行います。

毎週火曜日（第5火曜日・祝日・年末年始除く）10:00~16:00

- ・不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、有識者による講演会等を開催します。

不妊に関する講演1回

[実績等]

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
相談件数	285	225	248	232	165	件
助成件数	2,453	2,736	2,708	2,149	2,382	件

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 (1)(7)  
県 10/10 (2)(3)(4)(5)(6)

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 (1)(7)  
県 1/2 市町 1/2 (2)(3)(4)(5)  
県 1/2 補助対象者 1/2 (6)

[事業開始年度] 平成15年度(7) 平成16年度(1) 平成18年度(2)  
平成26年度(3)(4) 平成27年度(5) 平成31年度(6)

